

沼田市中心小企業・小規模企業振興基本条例(案)の概要

目的

中小企業・小規模企業が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上を図る。

基本理念

- ・中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進する。
- ・地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資する。
- ・市、中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力し、効果的な施策及び取組を推進する。
- ・人材、技術、自然、歴史、伝統、文化、特産物その他の地域資源を積極的に活用する。
- ・経営資源の確保が困難であることが多い中小企業・小規模企業の状況に配慮した受注機会の拡大に努めることにより、地域経済の循環及び活性化に資する。

地域全体で連携・協力

金融機関

・中小企業・小規模企業の資金調達・経営支援 など

大企業

・中小企業・小規模企業振興施策への協力・市内生産製品等の利用 など

経済団体

・中小企業・小規模企業の経営支援など

中小企業・小規模企業

・自主的な経営革新・雇用の創出 など

教育機関

・教育活動を通じた勤労及び職業に対する意識啓発 など

市

・中小企業・小規模企業振興施策を総合的に推進 など

市民

・市内で生産等される製品等の利用 など

施策の基本方針

経営基盤強化・
経営革新の促進

新たな事業展開・
販路の開拓

人材の育成、
確保、定着、
雇用創出

資金調達の
円滑化

事業承継の
円滑化

創業の促進

地域経済循環の促進

労働環境の整備

児童生徒の勤労観・
職業観の醸成

地域経済の持続的な発展・市民生活の向上